

『奨学のための給付金』の申請について（事務室より）

1 対象者

- ア) 生活保護（生業扶助）受給世帯
- イ) 住民税所得割が非課税である世帯
- ウ) 家計急変により非課税に相当する世帯

2 受給を希望する場合の申請方法

- ①「ぐんま学び支援給付システム」によるオンライン申請
- ②事務室に書類を提出する紙申請

3 提出期限及び提出先

【オンライン申請の場合】

令和7年9月30日（火）までに登録をしてください。

ただし、令和7年7月2日以降に家計急変した世帯に限り、令和8年1月30日（金）まで申請を受け付けます。

【紙申請】

事務室で申請に必要な用紙をお渡しします。必要書類をご用意いただき、令和7年9月12日（金）までに事務室へ提出してください。

ただし、令和7年7月2日以降に家計急変した世帯に限り、令和8年1月9日（金）まで申請を受け付けます。

4 その他

- ・保護者の方へ「奨学のための給付金のご案内」を生徒さん経由で配布しましたので、詳細についてはそちらをご確認ください。
- ・夏休み期間中についても、申請書の配布や書類の提出を事務室で受け付けます。
（平日8時30～17時15分）
- ・申請等についてご不明な点等がある場合には、事務室までお問い合わせください。
（TEL：0277-44-2477）